

会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人日本パスツール財団（以下、「当法人」という。）の定款第47条の規定に基づき、当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする会員に関し必要な事項を定める。

(会員の種類)

第2条 会員は、次の通りとする。

- (1) 普通会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 学生会員 当法人の目的に賛同して入会した大学院又は大学に在籍している学生

(申込み)

第3条 会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を当法人に提出しなければならない。当法人は、入会申し込みを審査し、入会の可否を申込者に通知する。

(会費及び会費の使途)

第4条 会費は、次の通りとする

	入会金	年会費
普通会員（団体）	50,000 円	100,000 円
普通会員（個人）	5,000 円	10,000 円
学生会員	0 円	5,000 円

2 事業年度の下期（7月～12月）に入会する者については、その事業年度の年会費は、上記の半額とする。

3 会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納入)

第 5 条 会員は、入会時に入会金及び当該事業年度の年会費を納入するものとし、以降毎年 4 月末日迄に各事業年度の年会費を納入するものとする。

(会費の変更)

第 6 条 会費の額及び内容は、理事会の決議により変更することができる。

(資格の喪失)

第 7 条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 第 9 条により退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 当法人の定款、規則、その他の遵守事項に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 違法行為又は著しく道義に反する行為をするなど、会員として相応しくないと思われるとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第 9 条 会員は、別に定める退会届を、退会日の 30 日前までに理事長に提出して、任意に退会することができる。但し、特別な事由があつて当法人が認めるときには、退会日の前 30 日未満の日の退会届提出を認める場合がある。

(抛出金品の不返還)

第 10 条 会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

(会員の特典)

第 11 条 会員は、以下の特典を享受できる。

- (1) 当法人が主催又は共催する講演会、シンポジウム等催し物に優先的に招待

- され、無料もしくは会員料金にて参加できること。
- (2) その他当法人の活動に関し優先的参加等の配慮を受けること。

(規則の改廃)

第 12 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、当法人の設立の登記の日（平成 28 年 6 月 15 日）に遡って施行する。

本規則の変更に関する付則

- 1 本規則の内、第 4 条の表題とこれに第 3 項を加える変更は、平成 30 年 1 月 1 日より施行する。